

令和 7 年第 4 回霧島市農業委員会定例会総会	
日 時	令和 7 年 4 月 30 日（水） 15 時 5 分
出席農業委員 （17 名）	1 番 有 村 祐 亮 2 番 岡 村 勝 敏 3 番 鎌 田 陽 一 （会長職務代理者） 4 番 中 園 真 一 5 番 上 原 雄 二 6 番 清 水 和 子 7 番 尾 谷 光 幸 8 番 長 崎 恵里子 9 番 笹 峯 久 雄 10 番 常 盤 信 一 11 番 二月田 努 13 番 中 村 優 志 15 番 肥 後 亮 子 16 番 東 鶴 昭 雄 17 番 山之内 悟 18 番 今 村 浩 一 19 番 槐 島 睦 夫 （会 長）
欠席委員 （2 名）	12 番 竹ノ内 裕 子 14 番 相 良 悟
事 務 局振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主 査 船盛 主任主事 富田 主 事 野田
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 午後 15 時 5 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和 7 年第 4 回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は 17 名です。よって本会は、農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は 7 番委員と 8 番委員の両名を指名いたします。よろしく願います。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕

議長（会長）	それでは早速議事に入ります。
--------	----------------

△ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定するため審議を求めます。今月は中間管理権設定 23 件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 16 件提出されております。これらにつきまして、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括し報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定 23 件、筆数 40 筆、面積 61,010 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 22 件提出されております。この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、福山 1 を 15 番委員。
15 番委員	2 号 1 番。申請地は割子田公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。加えて、現在※※さんは鹿児島市在住であるが、譲渡人が所有する家屋があり、これらを同時に購入し移住するとのこと。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 を 3 番委員。
3 番委員	2 号 2 番。申請地は霧島学校給食センターの北に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 3 を 10 番委員。

10 番委員	2 号 3 番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 5 を 17 番委員。
17 番委員	2 号 5 番。申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 6 から 9 を 18 番委員。
18 番委員	2 号 6 番。申請地は木原小中学校の北に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 7 番 8 番は関連する申請であるため一緒に報告します。申請地は木原中央公民館の西及び南西に位置し、現況は茶畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。2 号 7 番の受人の※※さんは農地所有適格法人である※※さんの構成員であり、本件の所有権移転と同時に同法人が 2 号 7 番の受人から借受ける予定である。当該法人は 10 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、2 号 7 番と 8 番は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 9 番。申請地は国分中央公園の西に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 10、11 を 5 番委員。
5 番委員	2 号 10 番。申請地は宇都山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 11 番。申請地は市営大津団地の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 12 を 13 番委員。
13 番委員	2 号 12 番。申請地は小浜小学校の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業

	に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 13 から 15 を 11 番委員。
11 番委員	2 号 13 番。申請地は竹子小学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 12 年 6 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 14 番。申請地は竹子小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 15 番。申請地は前川内集落センターの南に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 14 年 5 月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって合意解約が同時申請されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 16 を 2 番委員。
2 番委員	2 号 16 番。申請地は下小脇公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 17、19 を 6 番委員。
6 番委員	2 号 17 番と 19 番は農地の交換です。 2 号 17 番。申請地は三体小学校の北に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 19 番。申請地は内之野地区集落センターの西に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園 20、21 を 8 番委員。
8 番委員	2 号 20 番。申請地はユピテルアリーナ霧島の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作

	すると認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号21番。申請地は浅谷公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島22を4番委員。
4番委員	2号22番。申請地は霧島中学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく霧島23を7番委員。
7番委員	2号23番。申請地は向田自治公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山24を15番委員。
15番委員	2号24番。申請地は福地地区体育館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、許可とすることに決定しました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が11件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、国分1を17番委員。
17番委員	3号1番。申出地は国分海浜公園の北東に位置し、現況は山林及び道路である。年月日不詳で植林してしまったという経緯書が添付されています。農用地区域は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林、通路にするもので既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長（会長）	同じく国分2から4を18番委員。
18番委員	3号2番。申出地は木原中央公民館の西に位置し、現況は建設済みである。なお、年月日不詳で建設してしまったと始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的はロール置場、通路、農業用倉庫2棟を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号3番。申出地は唐人町公民館の東に位置し、現況は建設済みである。なお、年月日不詳で建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅の宅地拡張するものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地398.12㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701.12㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号4番。申出地は東公園の南西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所用地、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人5、6を5番委員。
5番委員	3号5番。申出地は宇都山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳で宅地の一部にしてしまったと始末書が提出されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地246.08㎡を一体利用するもので、全体計画面積は357.08㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号6番。申出地は中姫城公園の東に位置し、現況は道路である。なお、平成6年頃造成してしまったと始末書が提出されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は道路を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺7を1番委員。
1番委員	3号7番。申出地は上石原地区自治公民館の南東に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳で駐車場としてしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山8から11を19番に代わり15番委員。

15 番委員	3 号 8 番。申出地は割子田公民館の東に位置し、現況は農業用ハウス、駐車場である。なお、昭和 53 年 4 月頃農業用倉庫、駐車場を建設してしまったと始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫 1 棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3 号 9 番。申出地は割子田公民館の南西に位置し、現況は山林である。なお、平成 5 年相続時には山林であったという経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3 号 10 番。申出地は比曽木野地区公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3 号 11 番。申出地は比曽木野地区公民館の東に位置し、現況は不耕作地と一部牛舎である。なお、平成 26 年 7 月頃牛舎にってしまったという理由書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
19 番委員	3 号 11 番に補足をします。申出地に建設された牛舎は撤去し、転用目的である山林にするものです。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定いたしました。

△ 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 15 件 提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず国分 1、隼人 2、霧島 3 まで 13 番委員。
13 番委員	4 号 1 番。申請地は下井地区集会所の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、事務所 1 棟、休憩所 1 棟、トイレ 1 棟、倉庫 1 棟、資材置場、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。一時転用の期間は令和 7 年 5 月 9 日から令和 8 年 5 月 8 日までで、一時転用終了後農地へ

	復元する計画であるため、妥当であると思われる。 4号2番。申請地は上野公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場、駐車場、現場事務所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。一時転用の期間は令和7年5月9日から令和8年1月8日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画であるため、妥当であると思われる。 4号3番。申請地は新地自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分4、5を10番委員。
10番委員	4号4番。申請地は剣之字都公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号5番。申請地は市営寺馬場住宅の北西に位置し、現況は造成済みである。なお、平成23年5月に造成してしまった経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分6から8を17番委員。
17番委員	4号6番。申請地は市営検校橋団地の北東に位置し、現況は造成済みである。なお、平成5年8月頃造成してしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号7番。申請地は敷根地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は宅地である。なお、平成5年8月頃造成してしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は既存事業用地を拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号8番。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和7年5月9日か

	ら令和8年5月8日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画であるため、妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人9、10を5番委員。
5番委員	4号9番。申請地は宇都山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳で宅地の一部にしてしまったと始末書が提出されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号10番。申請地は中姫城公園の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人11、12を12番委員に代わり13番委員。
13番委員	4号11番。申請地は鳥越公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号12番。申請地は春山緑地公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場にすることであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺13、14を9番委員。
9番委員	4号13番。申請地は市営空港南タウン2の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号14番。申請地は市営空港南タウン2の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川15を16番委員。
16番委員	4号15番。申請地は上ノ団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一時転用、駐車場、資材置場、通路、ボーリング用地、仮設トイレ1棟、プレハブ倉庫2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和7年5月9日から令和9年2月28日までで、

	一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 本議案は全て許可することに決定しましたので、５月９日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取をいたします。 上で、令和７年第４回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないので、令和７年第４回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉 会 午後 15 時 55 分